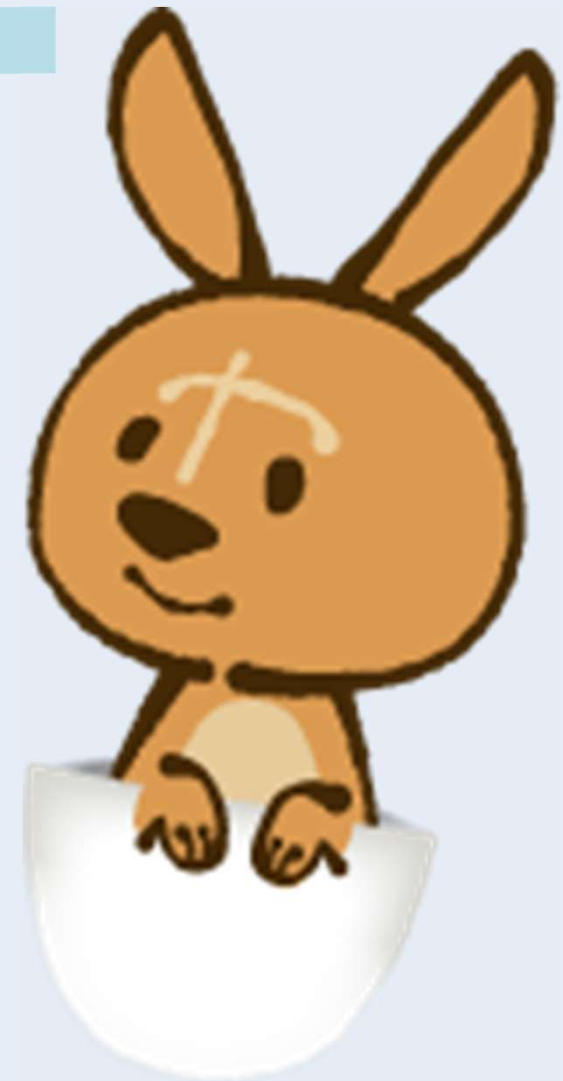


私立保育所等における 札幌市単独実施の補助金 について

- ▷認可保育所
- ▷認定こども園 向け

令和5年10月 札幌市子ども未来局作成



目次

1. はじめに

- ・ この資料の位置づけ

2. 市単独補助金の種類

- ・ 各種補助金と対象となる施設類型

3. 各補助金の制度概要

- ・ 補助金の制度概要
- ・ その他（スケジュール・要綱の掲載場所等）
- ・ （参考）昨年度の申請案内資料等

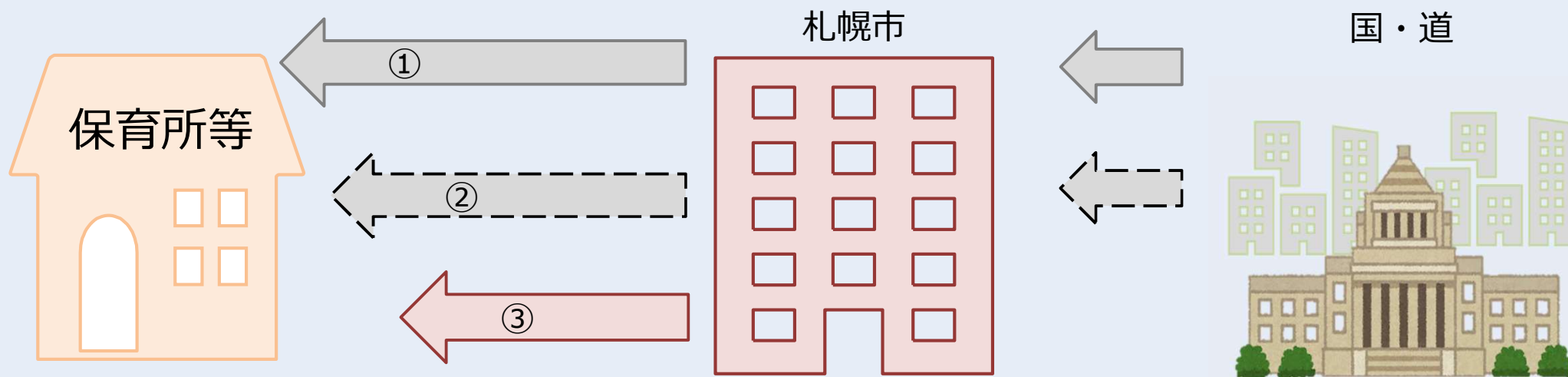
本資料に記載している制度、補助単価等は令和5年度のもので
令和6年度は変更になる可能性があります。

0. この資料の位置付け

保育所等の運営を行う必要経費は、国が定める公定価格（給付費）や各種加算、保護者が負担する保育料・実費徴収の費用によることが基本となる。

そのうえで、国の定める基準を超えて、札幌市の保育所制度の充実強化と保育の質を高めるために、本市独自で実施している、施設向けの補助金等について説明する。

また、本市独自の補助金とは別に、国が市町村を通して実施する補助金もあるが、内容が多岐に渡るので、詳細は割愛する。



凡例：① 給付費 国・道・市で負担する。基本的には全国一律。

：② 国の補助金。市町村で実施するか選択制。国と市で負担して実施する物が多い。

：③ 本市単独補助金 本市独自の上乗せ補助。今回の説明事項。

※本資料における補助単価は、現時点の令和5年度予算案に基づく金額のため、変更になる場合がある。

補助単価が変わる場合、補助要綱の改正とあわせてお知らせする。基本的に、市・道・国の他の補助対象となる費用は補助対象外。

1. 私立認可保育所等に対する市単独補助金の種類について

補助金項目	認可 保育所 (2号、3号)	認定こども園									地域型保育 事業者(3号)
		幼保連携型			保育所型			幼稚園型			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
加配保育士等雇用促進費	○	×	○	○	×	○	○	×	×	×	×
調理員パート雇用費	○	×	○	○	×	○	○	×	×	×	×
保育所損害賠償責任保険料	○	×	○	○	×	○	○	×	×	×	○
保育所特殊健康診断費	○	×	○	○	×	○	○	×	×	×	○
障がい児保育事業費	○	△	○	○	△	○	○	×	×	×	公定価格
食物アレルギー児保育事業費	○	×	○	○	×	○	○	×	○	○	○
産休等代替職員雇用費	○	×	○	○	×	○	○	×	×	×	○

◆障がい児保育事業費は、一部国補助と市単独補助が合算されている。

◆幼稚園型認定こども園や一部の幼保連携型認定こども園は、北海道が実施する補助金がある。

2. 加配保育士等雇用促進補助金

【対象園：認可保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園】

保育所等が公定価格に含まれる基準保育士数のほかに、保育士等を雇用するための費用の一部を補助する。基準保育士数は年齢別配置基準のほか、利用定員に応じた保育士や標準時間認定を受けた子どもがいる場合に設置する保育数も含めた数とする。

具体的には、下記の(1)、(2)で補助基準額を算定し、対象経費と比較して低い方を補助する。

(1)加配保育士雇用費 補助基準額 = 7,890円 × 補助基準日数（利用定員により異なる） × 開所月数/12

入所児童の年齢区分	利用定員（人）	補助基準日（日）	補助単価（円）
0歳～5歳児	45	713	7,890円
	60	732	
	90	763	
	120	1,024	
	150	1,064	
	151～	1,120	

(2) 正職加算

補助基準額 = 補助単価（利用定員により異なる） × 開所（補助基準）月数

補助単価は、利用定員の区分及び、公定価格に含まれる基準保育士数のほかに正規職員を加配した人数が1人目と2人目で単価が下記のとおり異なる。

区分	1人目	2人目
定員90人以下	133,760円	235,910円
定員91人以上	235,910円	235,910円

3. 調理員パート雇用費

【対象園：認可保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園】

保育所等の給食業務を補助させる調理員等を雇用するための費用の一部を補助する。

具体的には、下記の方法で補助基準額を算定し、対象経費と比較して低い方を補助する。

補助基準額 = 989円 × 勤務時間（利用定員により異なる） × 292日 × 開所（補助基準）月数/12

	90人未満	90人以上
勤務時間	4時間	5時間

開所（補助基準）月数は、月初日に調理員の正職員（雇用期間の定めのない職員）が在籍する月を対象とする。

なお、調理業務を外部委託している場合も対象経費の一部を補助可能である。

4. 損害賠償責任保険料補助金

【対象園：認可保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、地域型保育事業者】

保育所等が入所児童の賠償事故に備えて加入する損害賠償責任保険料の一部を補助する。

補助基準額 = 110円/人 × 利用定員（2・3号認定子ども） × 開所（補助基準）月数

上記の補助基準額と損害賠償責任保険料（傷害保険料等は除く）の実支出額を比較して、少ない額を補助する。

(1) 糞便検査

調理従事者（保育士でも公定価格上、調理員として配置される者であれば対象）の食中毒及び病原性大腸菌の糞便検査に係る費用の一部を補助する。（補助基準額と実支出額を比較して少ない額を補助）

上限人数	1施設につき各月1回3名を上限
補助基準額	600円+消費税/人 × 受診者数合計（各月3名上限×12か月）

(2) 特殊健康診断（腰痛検査）

保育士、看護師、調理員、栄養士の定期健康診断とは別の、特殊健康診断（腰痛検査）の受診に要する費用を補助する。

対象職員	正規職員、臨時的任用の職員、パート職員 ※
補助金額	実費（おおよそ1人当たり2,500円前後）

※臨時的任用の職員、パート職員は4月1日現在で1年以上勤務している者で、引き続き1年以上の雇用契約が締結されており、週の勤務時間が30時間以上の者が対象。

※※4.損害賠償責任保険料補助金と5.特殊健康診断費補助金について、札幌市私立保育連盟、日本保育協会札幌支部に加入している場合は、基本的には各団体をとおして申請等を行うため、申請手続きについては各団体にもご確認ください。なお、団体をとおさずに子ども未来局へ個別申請することも可能ですので、不明点等があればご相談ください。

(1) 障がい児保育事業（2～3号子どもが対象）について

障がい児保育事業を実施する事業者に対し、障がい児を保育するための保育士等の人件費等その経費の一部を補助する。

- ① 補助対象児童 区保健福祉部長又は障がい児保育認定審査会において、通所が可能と認められた児童
- ② 補助金の算定方法

軽・中度：	1人当たりの基準額73,740円/月 × 認定延月数
重度：	1人当たりの基準額90,530円/月 × 認定延月数

(2) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業（1号子どもが対象）について

- ① 補助対象児童 区保健福祉部長又は障がい児保育認定審査会において、通所が可能と認められた児童
- ② 補助金の算定方法

対象児童	1人当たりの基準額65,300円/月 × 認定延月数
------	----------------------------

※障がい児の認定手続きについては、【資料5 障がい・医療的ケア児の対応について】をご覧ください。

(1)食物アレルギーを有する児童に個別食の提供を実施するために要する費用の一部を補助する。補助基準額は以下のとおり。

1～3品目	4,000円/人 × 個別食の提供を行った月数
4品目以上	6,000円/人 × 個別食の提供を行った月数

※宗教上の理由、病気など、アレルギー以外の理由によるものは対象外。

具体的に想定される対象経費は、以下のとおり。

- ① 個別食の調理業務に従事する栄養士または調理員の人件費及び共済費
- ② 個別食の調理業務に従事する栄養士または調理員の福利厚生費
(健康診断費、被服費等に要する経費)
- ③ 代替食の提供のための食材購入費
- ④ 個別食の調理のための調理器具等の購入費

8. 産休代替職員雇用費補助金①

【対象園：認可保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、地域型保育事業者】

産休や病休を取得する職員の代わりに代替職員を雇用した場合、その経費の一部を補助する。

(1) 産休、病休を取得する職員とは

- 職種：保育士、保健師、看護師、准看護師、栄養士、調理員
- 雇用形態：正規職員（休暇取得中でも有給であること）
- × 無給である育休期間は対象外
- × 給与を法人で支出せず健康保険組合から給与を受ける場合は対象外
- × 雇用期間の定めのある臨時職員、パートは対象外

(2) 代替職員とは

- 産休、病休を取得した職員の代わりに雇った職員
- 産休、病休を取得した職員と同じく常勤であること
- 職種は産休・病休を取得した職員と同一であること
- × 他の補助金の交付対象職員や、処遇改善等加算（基礎分）の算出対象職員は代替不可

※ 代替職員として常勤職員が見つからない等の事情がある場合は、個別にご相談ください。

※ 処遇改善等加算（基礎分）の申請の方が、補助金申請より先に行われる場合が多いので、代替職員については必ず算出対象外とするようご注意ください。

8. 産休代替職員雇用費補助金②

【対象園：認可保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、地域型保育事業者】

(3) 補助対象期間

○ 産休：出産予定日の8週間前から、産後8週間を経過する日まで

例) 出産予定日が5月30日の場合

4月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

5月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

6月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

7月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

出産（予定）日当日は産前休暇に含まれる。補助対象期間は、産前は4月5日から、産後は出産翌日から起算して8週間後の日まで（出産日が予定日どおりなら7月25日まで）。

○ 病休：休暇開始後30日を経過した日から、60日を経過する期間のうち休暇を継続する期間

(4) 補助金の算定方法

算定方法	日額単価7,890円 × 補助対象期間における代替職員の実勤務日数
------	-----------------------------------

(5) 補助金交付までの流れ

- ① 対象職員が発生
- ② 園から申請書を提出(補助対象期間の初日から10日前までに行う)
- ③ 子ども未来局から交付決定通知と承認通知を交付
- ④ 対象期間終了（産休・病休終了）後、園から実績報告を提出
- ⑤ 子ども未来局から補助金交付(申請から交付まで長くて約6か月位)

9. その他（スケジュール・補助金の支払方法、申請方法）

(1) スケジュールや支払いの時期

各補助金の支払い時期や申請時期については

➡令和6年3月実施予定の全園説明会資料にて、お知らせいたします。

(2) 【参考】令和5年度の実際の案内通知

参考として、令和5年度に各施設へ当該補助事業の案内をした通知文等を今回説明資料に添付しています。【資料12-2 保育所等に対する補助金別添：R5年度の通知】をご覧ください。なお、当該内容については、令和5年度時点のもので、**令和6年度に変更がある場合がある**という点は、予めご了承ください。

(3) 【参考】現時点の補助要綱等

市公式HPに各補助事業の要綱等を掲載しています。

札幌市公式HP：ホーム＞市政情報＞市の概要＞組織案内＞子ども未来局＞事業者の方へ＞施設運営費について

<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/sengen/jigyosya/unneihi/unneihi.html>